

北大阪健康医療都市
産学官民連携プラットフォーム構築支援業務

公募プロポーザル募集要項



健 都

令和2年（2020年）8月

※令和2年（2020年）9月9日更新

吹 田 市

目 次

第 1 公募の趣旨・概要等

1 事業名称.....	1
2 事業の趣旨・目的.....	1
3 北大阪健康医療都市のまちづくりについて.....	1
4 事業の概要.....	2
5 契約期間.....	2
6 実施場所等.....	2
7 契約保証額.....	2

第 2 応募者の参加資格要件等に関する事項

1 応募者の構成等.....	3
2 応募者の参加資格要件.....	3

第 3 応募に関する事項

1 選定方法.....	6
2 スケジュール（予定）.....	6
3 応募の手続.....	6
4 参加表明書等の提出.....	7
5 提案書等の提出.....	8
6 その他注意事項.....	9

第 4 提案内容の評価・選定に関する事項

1 事業者選定会議の設置.....	10
2 選定の方法.....	10
3 ヒアリングの実施.....	11
4 選定結果の公表.....	11
5 非選定理由に関する事項.....	11
6 評価内容に関する守秘義務.....	12
7 委託候補者及び次点者との協議について.....	12

第 5 その他公募プロポーザルに関する事項

1 欠格事由.....	13
2 本件公募プロポーザルに関する問合せ先.....	13

第 1 公募の趣旨・概要等

1 事業名称

北大阪健康医療都市産学官民連携プラットフォーム構築支援業務

2 事業の趣旨・目的

北大阪健康医療都市（健都）では、令和元年（2019年）7月に国立循環器病研究センター（以下「国循」という。）がオープンし、同年9月には国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）の移転先となるアライアンス棟の整備・運営事業を行う優先交渉権者を選定しました。

今後は、両研究機関を中心とした健康・医療クラスターが形成され、企業等との連携によるオープンイノベーションの推進により、新たなヘルスケアサービスの創出が期待されています。

また、健都には、公園、駅前複合施設及び高齢者向け住宅など、新たなヘルスケアサービスを実証する市民に身近なフィールドも多数立地しています。

本業務は、上記のように産学官民の様々な主体が集う健都のポテンシャルを最大限発揮しながら、まちぐるみで「新たなサービス、新たな予防・健康プログラム」を創出するにあたり、新たなライフスタイルを創造する「仕掛け及び仕組み」の提案やそれらを機能させる組織体（プラットフォーム）の構築支援等を行うものです。今回、この趣旨に沿った産学官民が連携するプラットフォームの構築支援について最も優れた提案を行った事業者を選出するため、公募型プロポーザル方式により選定を行います。

3 北大阪健康医療都市のまちづくりについて

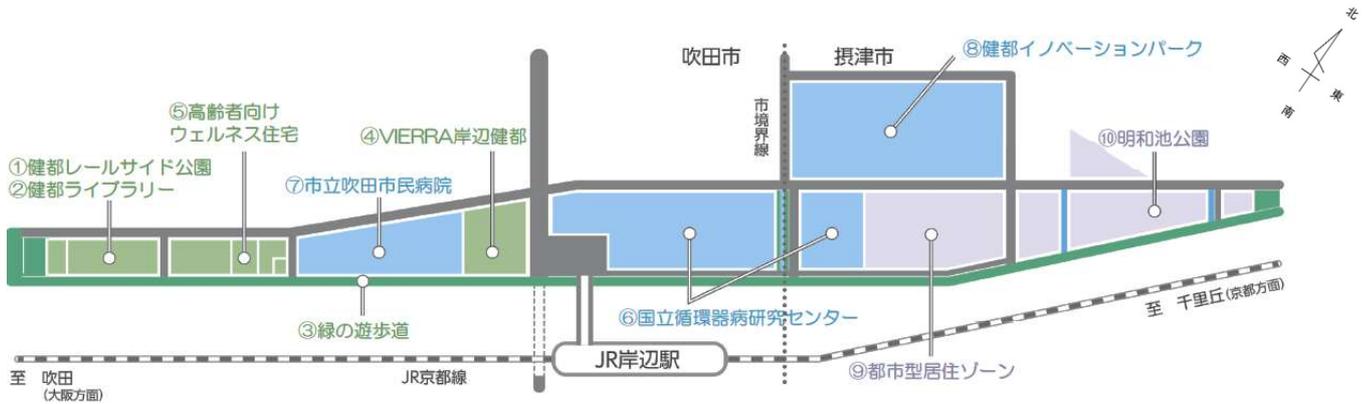
吹田市と摂津市の両市にまたがる健都では、操車場跡地から新たな都市拠点へ土地利用の転換を図るため、平成21年度（2009年度）から都市計画道路や公園・緑地、ライフラインの整備を土地区画整理事業により進めてきました。

JR岸辺駅の北側では、平成30年（2018年）12月に市立吹田市民病院が、令和元年7月に国循が移転建替えを行いました。同年12月からは、超高齢社会における住宅の先導的モデルとなる高齢者向けウェルネス住宅（patona吹田健都）が順次事業を開始したところです。

令和2年（2020年）11月には健都ライブラリーのオープンを予定しており、指定管理者による健都レールサイド公園と健都ライブラリーを活用した多様な健康プログラムが提供される一方で、令和4年（2022年）以降は健都イノベーションパークにおいて、健栄研が入居予定のアライアンス棟やニプロ株式会社の操業開始により、産学連携によるクラスター形成の更なる推進も期待されています。

吹田市はこれらの動きを契機とし、国循等と連携して、循環器病についての予防医療や健康づくりの取組を推進し、「健康・医療のまちづくり」を進めています。

■ 健都の全体図



■ 健都におけるJR岸辺駅周辺図



4 事業の概要

別紙、「委託仕様書」のとおり。

5 契約期間（1年間）

令和2年（2020年）11月1日から令和3年（2021年）10月31日まで（予定）

6 実施場所等

健都及びその周辺地域

7 契約保証額

吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同条第3項第1号の規定に該当する場合は、減額することがあります。

第2 応募者の参加資格要件等に関する事項

1 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとします。

- (1) 応募者は、事業を遂行し得る企画力等の経営能力を有する単独の法人（以下「応募法人」という。）又は複数の法人により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とします。
応募グループが提案を行う場合は、代表法人を定めることとします。応募グループの構成員の変更及び追加は、参加表明書等の提出以降、原則として認めません。
- (2) 応募法人又は応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員を兼ねることはできません。

2 応募者の参加資格要件

本件公募プロポーザルにおける応募者となるためには、上記1の要件に加え、応募法人又は応募グループの代表法人は、以下の(1)及び(2)の要件を、応募グループの代表法人以外の構成員は、以下の(1)の要件を全て満たす必要があります。応募法人又は応募グループのいずれかの構成員は、(3)の要件を満たす必要があります。

ただし、新会社の場合は、その母体となる法人企業の実績を準用するものとします。

(1) 基本的な要件

以下、アからカまでの要件を全て満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- イ 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
 - (ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て

- (ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立て
- (エ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算の申立て
- ウ 直近の事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税及び固定資産税の滞納がないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体若しくはその構成員又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- オ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条又は第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。

（2） 財務状況に係る要件

以下の指標が基準を全て満たすこと。

指標	基準
経常損益の値	直近の事業年度でマイナスとなっていないこと。
自己資本金額の値	直近の事業年度で債務超過となっていないこと。

（3） 運営実績に関する要件

応募法人又は応募グループのいずれかの構成員は、直近 5 年以内に、他地域での産学が連携するプラットフォーム構築支援実績が必要です。

(4) 資格確認基準日

上記の資格要件等の確認基準日は、参加表明書等の受付時点とします。

資格確認基準日以降に、応募者が「2 応募者の参加資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合、又は要件を満たさないと吹田市が判断した場合には、参加資格を取り消すことがあります。

第3 応募に関する事項

1 選定方法

公募型プロポーザル方式によるものとします。

2 スケジュール（すべて予定）

募集要項等の公表	令和2年8月28日（金）
質問の受付	令和2年8月31日（月）～9月18日（金）
参加表明書の受付	令和2年8月31日（月）～9月18日（金）
事業者説明会の実施	令和2年9月7日（月）
参加資格評価結果通知	令和2年9月25日（金）
質問への回答公表	令和2年9月25日（金）
提案書等の提出	令和2年10月1日（木）～10月7日（水）
提案内容の評価 プレゼンテーション・質疑応答の実施	令和2年10月中旬～下旬
委託候補者の決定	令和2年10月下旬

3 応募の手続き

（1） 募集要項等の公表

吹田市ホームページにて公表します。

吹田市ホームページ：<http://www.city.suita.osaka.jp/>

（2） 事業者説明会の実施

参加表明書等の提出を検討している事業者を対象に、募集要項等の内容に関する説明会を行います。参加を希望する事業者は、令和2年9月3日（木）午後5時までに、事務局へ電子メール（kento@city.suita.osaka.jp）により申し込みしてください。参加にあたっては、募集要項等資料一式を持参してください。

開催日時：令和2年9月7日（月）午後2時から

開催場所：吹田市保健センター 3階 研修室（吹田市出口町19番2号）

（3） 募集要項等に関する質問及び回答

ア 質問の方法

募集要項等に関する質問は、募集要項等に関する質問書（様式1）に質問内容を

具体的に記入のうえ、令和2年8月31日（月）から令和2年9月18日（金）午後5時までに、事務局へ電子メールにて提出してください。件名は「北大阪健康医療都市産学官民連携プラットフォーム構築支援業務に係る質問の件」としてください。

イ 質問に対する回答

質問への回答は、令和2年9月25日（金）午後5時までに、吹田市ホームページで公表予定です。

吹田市からの回答に時間を要する等の場合は、あらかじめその旨を公表してから、追加回答することがあります。

ウ その他注意事項

- (ア) 質問者の企画提案のノウハウ等や権利、若しくは競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、質問及びその回答は公表します。
- (イ) 質問に際して、その質問及び回答の公表に支障がある場合は、その理由を質問書に明記してください。なお、吹田市で当該理由を不十分と認める場合は、質問及び回答を公表することがあります。
- (ウ) 公表する内容は、質問とその回答のみとし、事業者名等は公表しません。
- (エ) 類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答します。
- (オ) 吹田市からの質問に対する回答の公表をもって、本募集要項の補完、追加又は修正とします。
- (カ) 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

(4) 本募集に関する追加資料の公表

吹田市は、本募集要項のほか、本募集に関する追加資料を吹田市ホームページに予告無く公表することがあります。

4 参加表明書等の提出

応募を希望する事業者は、令和2年8月31日（月）から令和2年9月18日（金）（土曜日・日曜日を除く）の午前9時から午後5時までに事務局へ電話で事前連絡のうえ、持参又は郵送（郵送の場合は、令和2年9月18日（金）必着）にて、参加表明書及び参加資格確認申請書類等一式（以下「参加表明書等」という。）を提出してください。

参加表明書等の提出書類一覧

資 料 名	様式番号	提出部数
参加表明書等の受領書	2-0	1部
参加表明書	2-1	正本 1部 副本 13部 (合計 14部)
誓約書	2-2	
類似業務履行実績調書	2-3	
類似業務の履行実績を証明する書類	-	
応募法人の概要等	-	
直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書	-	
応募法人の納税証明書【直近の年度分】 ※法人税、消費税及び地方消費税については、国税通則法施行規則9号様式その3の3 ※法人事業税、法人住民税、固定資産税については、本店所在地のもの	-	

5 提案書等の提出

令和2年10月1日(木)から令和2年10月7日(水)(土曜日・日曜日を除く)の午前9時から午後5時までに事務局へ電話で事前連絡のうえ、持参(郵送不可)にて、提案書類等一式を提出してください。

提案書等の提出書類一覧

資 料 名	様式番号	提出部数
提案書等受領書	3-0	1部
提案書等提出届	3-1	正本 1部 副本 13部 (合計 14部)
事業に関する提案書 (「仕様書」の5 委託業務内容の(1)、(3)、(4)及び(5)の各項目について「評価項目」の評価留意事項を踏まえたものとし、A4又はA3サイズの内紙で作成すること)	-	
見積書	3-2	
見積書の内訳	-	
提案書等のデータを保存したCD-R	-	

なお、提出に必要な各様式の記載方法や提出方法については、様式集の提案書作成上の留意点や各様式に記載する備考等を参照してください。

また、選定に当たり、提案内容をより客観的にかつ公正に評価できるよう、可能な限りにおいて提案書には応募者の商号又は名称、代表者氏名などを書き示さないよう配慮してください。

提案書等の提出を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。

6 その他注意事項

- (1) 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 同じ応募法人又は応募グループのいずれかの構成員が複数の提案を行うことはできません。
- (3) 提出後の提案内容の変更は、誤字等の軽微な変更等を除き認めません。
- (4) 本事業に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるところによるものとします。
- (5) 吹田市が配布及び公表する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (6) 応募者は、提案内容や吹田市との協議事項、交渉内容等につき守秘義務を遵守することとし、吹田市の事前の承諾なく、これらの内容を公表してはなりません。
- (7) 応募者から吹田市に提出された書類は返却しないものとし、選定目的以外には使用しません。ただし、応募者名やその提案概要等については、吹田市のホームページ等で公表する場合があります。
- (8) 提案書及び図面の著作権は、応募者に帰属します。提案書及び図面の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、第三者の承諾を得てください。第三者の著作物の使用に関する責は、応募者に帰するものとします。
- (9) 提案募集に係る公文書公開請求があった場合、吹田市情報公開条例などの各種法令等に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- (10) 天災地変等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は本件公募プロポーザルを延期若しくは中止することがあります。なお、この場合において、本件公募プロポーザルに要した費用を吹田市に請求することはできません。

第4 提案内容の評価・選定に関する事項

1 事業者選定会議の設置

委託候補者の選定に当たり、「北大阪健康医療都市産学官民連携プラットフォーム構築支援業務委託事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）を設置し、提案内容の評価を行います。吹田市は、選定会議での評価結果を踏まえて、委託候補者（1者）及び次点者（1者）を選定します。

選定会議は非公開とします。選定会議の議事要旨及び選定結果等については、吹田市公募プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに従い、委託候補者の決定後に公開します。

2 選定の方法

（1） 選定の手順

応募者から提出された資料等をもとに、選定会議において、別紙に示す評価項目、評価の視点及び配点等に基づき評価を行います。これら評価結果を踏まえて、吹田市において、委託候補者及び次点者を選定します。

提案内容に関する評価として、応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施します。別途、必要に応じて、応募者へのヒアリングを実施します。

プレゼンテーション及び質疑応答は、令和2年10月中旬から下旬に実施予定です。詳細は、応募者からの参加表明書等の提出後、事務局から別途書面で通知します。

プレゼンテーション出席者は3名までとし、必ず、本業務に実際に従事する責任者と担当者各1名はプレゼンテーションに出席するようにしてください。その際、法人名を特定できるようなもの（バッジ等）は決して身につけないでください。

応募者が1者の場合も同様に評価を行います。

（2） 委託候補者及び次点者の選定方法

各委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、委託候補者及び次点者を決定します。（1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった応募者について、2位と順位付けした委員数が多い応募者を上位とし、決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった応募者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい応募者を上位とし、決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、選定会議の合議又は多数決によります。）応募者が1者である場合も、選定を行うものとし、

なお、各委員の評価点数の合計の平均点が100点満点中、60点に満たない場

合、委託候補者及び次点者に選定しません。

(3) 評価点数

提案内容の評価は、合計 100 点満点で、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答により評価を行います。

評価区分	配点
(ア) 業務実績に関する項目	15 点
(イ) 企画提案に関する項目	75 点
(ウ) 価格に関する項目	10 点
合計	100 点

評価項目の詳細については別紙「評価項目」を確認してください。

3 ヒアリングの実施

選定会議は必要に応じて、応募者に対してヒアリングを実施することがあります。プレゼンテーション及び質疑応答とは別に行うもので、必ずしも全ての応募者に対して行うものではありません。ヒアリングを行う場合、注意事項や日程等、詳細については、別途、対象者に書面で通知します。

4 選定結果の公表

最終的な選定結果は、応募法人又は応募グループの代表法人へ個別に書面で通知します。結果の公表は、吹田市公募プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに従い、吹田市ホームページにて行います。なお、次項の「5 非選定理由に関する事項」で規定する方法以外に、評価内容及び選定結果に対する問合せ並びに異議等について応じることは一切できません。

5 非選定理由に関する事項

評価・選定の結果、委託候補者として選定されなかった応募者は、吹田市から選定結果が通知された日の翌日から起算して7日以内（土曜日・日曜日・祝日を除く）に、書面により、吹田市に説明を求めることができます。

吹田市は、説明を求められたときは、応募者が説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（土曜日・日曜日・祝日を除く）に、書面により回答します。なお、意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

6 評価内容に関する守秘義務

評価内容等について、選定会議の委員には守秘義務を課しています。

7 委託候補者及び次点者との協議について

吹田市は、委託候補者と速やかに契約等の締結に向けた協議を進めます。ただし、委託候補者が吹田市の指定する期日までに、吹田市と契約を締結しない場合、吹田市は委託候補者に代わって次点者と契約を締結できるものとし、なお、次点者の地位は、委託候補者との契約成立の日をもって消滅するものとし、この場合はその旨を書面で通知します。それまでの間、第三者に当該次点者の地位を移転することはできません。

第5 その他公募プロポーザルに関する事項

1 欠格事由

応募者に以下のような行為があった場合には、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札等において指名停止の措置を講じる場合があります。

- ア 選定会議の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 他の応募者と、応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定を終了するまでの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

2 本件公募プロポーザルに関する問合せ先

■事務局

吹田市役所 健康医療部 健康まちづくり室

〒564-0072 吹田市出口町 19 番 3 号

TEL : 06-6384-2614 (健康まちづくり担当)

E-mail : kento@city.suita.osaka.jp